国立大学法人東京医科歯科大学高等研究院規則

（平成３０年７月５日
規則第４９号）

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号）第２７条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学高等研究院（以下「高等院」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　高等院は、国立大学法人東京医科歯科大学の強みを活かし、卓越した研究成果を上げるために、組織・分野を問わず、優れた研究者のうち、極めて高い研究業績を有する者と実質的かつ高度な研究活動を展開する場として設置し、これらの活動を通じて人材を育成するとともに、その研究成果を広く社会に還元することを目的とする。

（組織構成）

第３条　高等院に、前条の目的を達成するために、卓越研究部門及びプロジェクト研究部門を置く。

２　卓越研究部門及びプロジェクト研究部門に、特定のテーマに基づく研究を推進するための研究室を置く。卓越研究部門に置く研究室は、別表１のとおりとし、プロジェクト研究部門に置く研究室は別表２のとおりとする。

３　各研究室には、当該研究室における研究の内容を表す名称を付すものとする。

４　卓越研究部門及びプロジェクト研究部門には、第２項に定める研究室のほか、ジョイントリサーチ部門及び寄附研究部門を置くことができる。

（院長）

第４条　高等院に、院長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

２　院長の任期は、２年とし、再任を妨げない。

３　院長の任期の末日は、院長を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

４　院長は、高等院の業務を掌理する。

（副院長）

第５条　高等院に、副院長を置き、院長が指名する者をもってあてる。

２　副院長の任期は、１年とし、再任を妨げない。

３　副院長の任期の末日は、副院長を委嘱する院長の任期の末日以前とする。

４　副院長は、院長を補佐する。

（運営）

第６条　高等院の重要事項は、国立大学法人東京医科歯科大学研究推進協議会規則（平成２０年規則第１４号）に定める研究推進協議会において審議する。

（特別栄誉教授）

第７条　第２条の目的を達成するため、卓越研究部門に特別栄誉教授を置く。

２　特別栄誉教授は次の各号に示す要件及び次項に示す妥当性を全て満たす場合に学長が人事委員

会に推薦し、人事委員会による選考を経て、学長が任命する。
⑴ 推薦しようとする者が、ノーベル賞、文化功労者顕彰、日本学士院賞、紫綬褒章、その他同等の表彰等の受賞歴等、高い研究業績を有すること。
⑵ 推薦しようとする者が、高度な研究を継続するため、任期中の各事業年度において措置される間接経費の額が 1,500 万円以上の、競争的資金、公的プロジェクト資金、民間資金等（以下、「競争的資金等」という。）を獲得している、もしくは獲得予定があること。
３　学長は前項の要件を満たしていること、及び特別栄誉教授として任命することの妥当性について、検証しなければならない。
４　特別栄誉教授を任命したときは、教育研究評議会に報告するものとする。
５　特別栄誉教授の任期は５年以内とする。ただし、当該特別栄誉教授が第２項に定める要件を全て満たす場合であって、人事委員会が特に必要と認めた場合は、６年目以降も任命することができる。
６　前項の規定にかかわらず、当該特別栄誉教授の年齢が満７５歳に達した日以後に到来する最初の３月３１日を超えて任命を行うことはない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。
７　各特別栄誉教授は、第３条第２項に定めるそれぞれの研究室を統括する。各特別栄誉教授の給与、研究室のスペースにかかる経費、スタートアップ経費その他研究室の運営に係る経費は、第２項第２号の当該特別栄誉教授の獲得した競争的資金等（間接経費を含む。）から支出するものとする。
８　各特別栄誉教授は、当該任期の３年目までに、任用期間中の研究業績及び今後の研究計画等について、中間評価を受けるものとする。ただし、任期が３年に満たない場合は、この限りではない。
９　そのほか、特別栄誉教授に必要な事項は別に定める。

（特別教授）
第８条　第２条の目的を達成するため、プロジェクト研究部門に特別教授を置く。
２　特別教授は次の各号に示す要件及び次項に示す妥当性を全て満たす場合に学長が人事委員会に推薦し、人事委員会による選考を経て、学長が任命する。
⑴ 国内外において極めて評価の高い研究を遂行しており、その継続及び発展が期待され、相当する研究業績を有すること。
⑵ 推薦しようとする者が、高度な研究を継続するため、任期中の各事業年度において措置される間接経費の額が 2,000 万円以上の、競争的資金、公的プロジェクト資金、民間資金等（以下、「競争的資金等」という。）を獲得している、もしくは獲得予定があること。
３　学長は前項の要件を満たしていること、及び特別教授として任命することの妥当性について、検証しなければならない。
４　特別教授を任命したときは、教育研究評議会に報告するものとする。
５　特別教授の任期は５年以内とする。ただし、第２項第２号の規定によらず、推薦要件を勘案し、人事委員会が特に必要と認めた場合は、研究プロジェクトが継続する期間又は６年目以降の任命を可能とする。
６　前項の規定にかかわらず、当該特別教授の年齢が満７０歳に達した日以後に到来する最初の３月３１日を超えて任命を行うことはない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。
７　各特別教授は、第３条第２項に定めるそれぞれの研究室を統括する。各特別教授の給与、研究室のスペースにかかる経費、スタートアップ経費その他研究室の運営に係る経費は、第２項第２号の当該特別教授の獲得した競争的資金等（間接経費を含む。）から支出するものとする。

８　各特別教授は、当該任期の３年目までに、任用期間中の研究業績及び今後の研究計画等について、中間評価を受けるものとする。ただし、任期が３年に満たない場合は、この限りではない。
９　そのほか、特別教授に必要な事項は別に定める。

（特別栄誉教授等業績評価委員会）
第９条　第７条第２項及び前条第２項の審査及び第７条第８項及び前条第８項の中間評価は、学長の諮問に応じて、特別栄誉教授等業績評価委員会（以下「評価委員会」という。）で実施する。
２　前項の評価委員会は、次の各号の者をもって構成する。
⑴ 学長が指名する理事又は副学長
⑵ 当該被評価者の研究分野を専門とする学内の研究者　若干名
⑶ 評価委員会の委員長が指名する者　若干名
３　評価委員会に委員長を置き、前項第１号の委員もって充てる。
４　第２項第２号及び第３号の委員は、学長が任命する。
５　委員の３分の２以上の出席をもって定足数とし、議事は過半数をもって決する。
６　中間評価の結果について、委員長は学長に報告する。
７　審査に必要な手続き、及び評価申請書類等については、別に定める。

（事務）
第１０条　高等院に関する庶務は、統合研究機構事務部において処理する。

（雑則）
第１１条　この規則に定めるもののほか、高等院に関し必要な事項は、研究推進協議会の議を経て、学長が別に定める。

附　則
この規則は、平成３０年７月５日から施行し、平成３０年５月１日から適用する。
附　則（平成３０年９月６日規則第７８号）
この規則は、平成３０年９月６日から施行し、平成３０年８月１日から適用する。
附　則（平成３１年３月４日規則第１９号）
この規則は、平成３１年３月４日から施行する。
附　則（平成３１年３月１８日規則第３０号）
この規則は、平成３１年３月１８日から施行する。
附　則（平成３１年４月５日規則第５１号）
この規則は、平成３１年４月５日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。
附　則（令和　３年５月６日規則第６３号）
１　この規則は、令和３年５月６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。
２　令和３年４月１日時点において、現に任命されている特別栄誉教授については、第７条第８項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附　則（令和３年１０月２９日規則第１０８号）
この規則は、令和３年１２月１日から施行する。
附　則（令和４年６月７日規則第９５号）
この規則は、令和４年６月７日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
附　則（令和４年１０月１１日規則第１２３号）
この規則は、令和４年１０月１１日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

附　則（令和５年３月３０日規則第５２号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１月２５日規則第７号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月１９日規則第２３号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別表１　卓越研究部門に置く研究室

研究室名称
細胞構造生理学研究室（CeSPL）
幹細胞治療研究室
制がんストラテジー研究室
細胞情報学研究室

別表２　プロジェクト研究部門に置く研究室

研究室名称
免疫・分子医学研究室
病態細胞生物学研究室